

家庭向けU AIR
サービス契約約款

2022年7月1日
株式会社USEN

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社USEN（以下「当社」といいます。）は、この家庭向けU AIRサービス契約約款（別記および別紙を含みます。以下「本約款」といいます。）を定め、これによりU AIRサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、以下の場合、当社の裁量により、本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
U AIR	別記に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して当社が契約者に提供する電気通信サービス
音楽配信サービス	U AIRを介して利用する当社が別途定める約款に基づき提供する音楽配信サービス
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定する事業所
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者
据置型無線通信装置	当社が貸与し、利用契約に定める設置先住所において据置で使用される本サービスの提供を受けるためのアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	据置型無線通信装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて、無線基地局設備と契約者の据置型無線通信装置との間に設定される電気通信回線
契約者回線等	当社または関連事業者の本サービスに係る電気通信回線等および必要により設置される電気通信設備並びに相互接続点
SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
協定事業者	本サービスを提供するために相互接続協定を締結した協定事業者
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの

消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
---------	---

第2章 本サービス

（本サービス）

第4条 本約款により当社が提供する本サービスの内容は、音楽配信サービス専用のU AIRの提供とします。

2 本サービスの利用契約の申込みは、音楽配信サービスの利用契約の申込みと同時に行うことを必要とします。

（サービス提供区域）

第5条 本サービスは、別記1に定める区域において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用することができない場合があります。

第3章 契約

（利用契約の単位）

第6条 当社は、当社が第10条で定める契約者識別番号1番号ごとに一の利用契約を締結します。

（利用契約申込みの方法）

第7条 利用契約の申込みは、本約款を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

2 利用契約の申込者が未成年の個人である場合には、利用契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本約款に定める利用契約の申込者の義務について、利用契約の申込者と連帯して保証するものとします。

（申込みの承諾）

第8条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って取扱います。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が前項の申込みを承諾した場合、申込者に対し契約内容確認書を交付するものとし、利用契約は、申込者が当該確認書を受領した日をもって成立するものとします。

3 当社は、次に掲げる場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第7条（利用契約申込みの方法）に基づく申込みにおいて虚偽の内容が記載されていたことが判明したとき。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 利用契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 利用契約の申込者が、第38条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 利用契約の申込者が、第23条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または解除をうけたことがあるとき。
- (6) 利用契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受け、または受けた契約者と関係があるとき。
- (7) 利用契約の申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）であるとき。

(8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日および契約期間)

第9条 本サービスの提供開始日は、当社が据置型無線通信装置を引き渡した日とします。

2 利用契約の契約期間は、第8条第2項により利用契約が成立した日から本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日を起算日として2年が経過する日までとします。ただし、契約更新期間（契約満了日の属する月の初日から末日までを契約更新期間とします。以下同じとします。）に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。

(契約者識別番号)

第10条 当社は、本サービスの提供にあたり、SIMカード1枚に対し、契約者識別番号を1つ定めま

す。

2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合には、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめ変更内容を契約者に当社所定の方法で通知します。

(利用の一時中断)

第11条 契約者は、当社所定の方法により、本サービスの利用を一時中断することができます。

2 当社は、契約者から前項の請求があった場合には、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所その他の当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。

3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

4 契約者は、第1項の届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議無く承諾するものとします。

(契約者の地位の承継)

第13条 契約者に相続があったときは、相続人が契約者の地位を承継します。

2 前項の規定により契約者の地位を承継した相続人は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

3 相続により契約者の地位を承継した相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を代表者と定め、前項の手続きを行うものとします。なお、代表者を変更するときも同様とします。

4 前項による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定するものとします。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 契約者は、利用契約に基づく本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(契約者が行う利用契約の解除)

第15条 契約者は、利用契約成立の日から起算して8日の期間内に契約解除を行う旨を書面または別途当社の定める方法により発することにより、解約違約金を支払うことなく、利用契約を解除すること（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。ただし、別紙 料金表第2に定める「U AIR事務手数料」及び実施済みの工事がある場合は、当該工事の費用について支払いを要します。

- 2 利用契約の初期契約解除の効力は、前項により書面または別途当社の定める方法により発したときに生じるものとします。
- 3 当社は、初期契約解除が行われたときに、既に利用契約に基づき支払われた料金がある場合は、契約者に対し払い戻しを行います。
- 4 契約者は、初期契約解除以外により利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の方法により申請するものとします。その場合、契約者は別紙 料金表に定める解約違約金の支払いを要します。

（当社が行う利用契約の解除）

第16条 当社は、第23条（提供停止）の規定により本サービスの提供停止をされた契約者が、当該提供停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、提供停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第23条（提供停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、第23条（提供停止）第1項に定める提供停止および催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が第38条（契約者の義務）第1項第4号のいずれかの行為を行った場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、契約者に対し第39条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めたときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 5 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体の構成員である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

（その他の提供条件）

第17条 本サービスに関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与等

（据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与）

第18条 当社は、契約者に対し、据置型無線通信装置および据置型無線通信装置に内蔵してSIMカードを貸与します。貸与する据置型無線通信装置およびSIMカードの数は、1の利用契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合には、当社が貸与する据置型無線通信装置およびSIMカードまたはSIMカードのみを変更することがあります。この場合には、あらかじめ当社所定の方法で契約者に通知します。

(据置型無線通信装置およびSIMカードの返還)

第19条 契約者は、次の場合には、当社所定の方法により据置型無線通信装置およびSIMカードを当社の指定する本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。

- (1) 利用契約が解除となったとき。
 - (2) 第18条（据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与）第2項の規定により、当社が据置型無線通信装置およびSIMカードまたはSIMカードのみを変更するとき。
 - (3) 契約者識別番号を変更するとき。
 - (4) 不良・故障による交換等その他の事由で据置型無線通信装置およびSIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 契約者は、前項の場合において据置型無線通信装置およびSIMカードを返還しなかったときは、当社から前項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
 - 3 契約者は、据置型無線通信装置およびSIMカードを毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙料金表第5（罰則金）に規定する料金の支払を要します。

(据置型無線通信装置およびSIMカードの管理責任)

第20条 契約者は、据置型無線通信装置および据置型無線通信装置に内蔵したSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 契約者は、据置型無線通信装置を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
- 3 契約者は、第18条（据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与）第2項の規定によりSIMカードのみを交換する場合を除き、据置型無線通信装置に内蔵したSIMカードを取り出してはならないものとします。
- 4 契約者は、据置型無線通信装置およびSIMカードの盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 5 当社は、第三者が据置型無線通信装置およびSIMカードを利用した場合であっても、当該据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。
- 6 据置型無線通信装置若しくはSIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して契約者に生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第5章 利用中止および利用停止

(通信利用の制限)

第21条 本サービスの通信利用の制限については、本約款に定めるほか、別記に掲げる関連事業者の約款の定める通信利用の制限に準ずるものとします。

(提供中止)

第22条 当社は、当社、関連事業者若しくは協定事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合は、本サービスの提供を中止することがあります。

- 2 当社は、前項により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(提供停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（利用契約以外の契約者と当社との契約に基づき契約者が負担する債務を含みます。）について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。）
 - (2) 第7条（利用契約申込みの方法）に基づく申込みにおいて虚偽の内容を記載したことが判明したとき。
 - (3) 第38条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 第12条（契約者の氏名等の変更）の定め違反したとき、または同条の規定により届け出た内容について虚偽の内容を記載したことが判明したとき。
 - (5) その他本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに係る業務の遂行または当社若しくは関連事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合、あらかじめ契約者に通知する義務を負わないものとします。

第6章 料金等

（料金）

第24条 本サービスの料金は、別紙 料金表に定める月額利用料その他料金とします。

（月額利用料の支払義務）

第25条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して利用契約の解除があった日までの期間（本サービスの提供開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する月額利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断または提供の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額利用料の支払は、次のとおりとします。

- (1) 第11条（利用の一時中断）の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
- (2) 第23条（提供停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払を要します。
- (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない事由により、その本サービスを全く利用することができない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた月額利用料が既に支払われているときは、その月額利用料を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

（解約違約金の支払義務）

第26条 契約者は、初期契約解除の期間及び契約更新期間以外に利用契約を解約したときは、別紙料金表第3（解約違約金）に規定する料金の支払を要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第27条 契約者は、本サービスに係る利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表第4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。ただし、手続きの着手前に当該利用契約の不成立若しくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではないものとし、既に手続きに関する料金が支払われているときは、当該料金を返還します。

（料金の計算および支払い）

第28条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第29条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとし、

（遅延損害金）

第30条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年（365日）14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとし、

（債権の譲渡）

第31条 当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

（料金の再請求）

第32条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がないときは、料金の再請求をすることがあります。
2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。この場合に当社が要した費用は、契約者が負担するものとし、

第7章 保守

（修理または復旧）

第33条 当社は、当社若しくは関連事業者が設置する電気通信設備に障害が生じ、またはその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、または復旧します。

（修理または復旧の場合の暫定措置）

第34条 当社は、当社若しくは関連事業者の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第8章 損害賠償等

（責任の制限等）

第35条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度

の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款および料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 別紙料金表第1(月額利用料)に規定する料金

3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。

4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

(免責)

第36条 当社は、契約者回線に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことによる損害を与えた場合または契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第37条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第38条 契約者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 据置型無線通信装置を変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備の線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは据置型無線通信装置の接続または保守のため必要がある場合は、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置するなどして、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
- (4) 別記5に規定する禁止行為に抵触する、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

(是正措置)

第39条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第38条(契約者の義務)第1項に定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第40条 天災地変、戦争、暴動、内乱、重大な疾病、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故その他不可抗力により、利用契約の全部若しくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

2 前項の場合において利用契約の履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第41条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の保護)

第42条 当社は、個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た利用契約の申込者の個人情報であって、前条（通信の秘密の保護）に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱い、利用契約の申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲（利用契約の申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）を超えて利用しないものとします。ただし、当社は次の各号の場合においては個人情報等を第三者に開示することがあり、利用契約の申込者は、これにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 利用契約の申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- (2) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (3) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- (4) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (5) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第4号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者からの要請に応じるとき。
- (7) 株式会社NTTドコモまたは株式会社U-NEXTの照会（ただし合理的事由に基づく場合に限りま

2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

3 当社は、前二項に定める場合のほか、次の場合に、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類および属性
料金の決済を行うため	氏名、住所、料金	電子データ	カード決済代行業者、金融機関

4 本条は、利用契約の解除後3年間有効に存続するものとします。

(法令に規定する事項)

第43条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第44条 本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

(分離条項)

第45条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第46条 契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第47条 本約款の効力、解釈および履行については、日本国法によるものとします。

2021年12月1日制定

2022年7月1日改定

別記

1 本サービスの提供区域、通信速度等

(1) U AIRの提供区域は、株式会社NTTドコモの定める「Xiサービス契約約款」に定めるXiの場合に準ずるものとしします。なお、本サービスは株式会社NTTドコモのネットワークを利用しますが、株式会社NTTドコモが提供するサービスではありません。

(2) 本サービスの利用可能エリアはNTTドコモの利用可能エリアに準じます。ただし、無線基地局設備から離れた地域や電波受信に障害となる建造物がある地域などでは、利用できない場合があります。

(3) 本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではありません。

(4) 本サービスは無線による電気通信回線の接続を行う為、通信速度は契約者回線の通信環境(場所と時間)に依存し、通信状況により一時的に遅延や通信遮断が発生する場合があります

2 当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

3 禁止事項

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとしします。

(1) 当社、他の契約者若しくは第三者の知的財産所有権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為

(3) 本約款および利用契約に規定する方法によらず、本サービスの提供を不正に受けまたは受けようとする行為

(4) 当社が貸与する設置型無線通信装置または無線基地局設備の転貸、譲渡、売却、及び質入等の行為

(5) 利用契約に定める設置先住所から設置型無線通信装置を移動する行為

(6) 契約者回線に設置型無線通信装置または無線基地局設備以外の機器を接続する行為

(7) 前各号のほか、法令または慣習に違反する行為

(8) その他当社サービスの運営を妨げる行為

4 関連事業者

関連事業者	約款
株式会社NTTドコモ	Xiサービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービス契約約款

【別紙】料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

- 6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。
- 8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。
- 9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1 月額利用料

月額利用料の適用については、第25条（月額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

月額利用料の適用			
(1) 月額利用料	ア 当社は、下表の料金により、本サービスを提供します。		
	契約 PLAN 名	内容	料金額
	U AIR BGM 専用 PLAN	音楽配信サービス専用通信	1,100 円
(2) 契約期間内に契約者回線の解約などがあった場合の料金の適用	ア 本サービスには、一の契約ごとに契約期間があります。 イ 契約者は、契約期間内に契約の解約などがあった場合は、第26条（解約違約金の支払義務）に基づき料金表第3（解約違約金）に規定する金額を解約違約金として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。		

第2 初期費用

1 本サービスにおける初期費用および利用料（月額利用料以外）は、下記の通りとなります。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

初期費用	料金額
U AIR 初期費用	5,500 円
U AIR 事務手数料	3,300 円

第3 解約違約金

1 適用

解約違約金の適用については、第26条（解約違約金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

解約違約金の適用	
解約違約金の支払いを要する場合	初期契約解除の期間又は契約更新期間以外の日で契約の解約があったとき

2 解約違約金

料金種別	単 位	料金額（課税対象外）
解約違約金	1 契約ごとに	1ヶ月分の月額利用料に相当する額※

※2022年7月1日以降の申込から適用となります。2022年6月30日までの申込の場合、解約違約金の料金は10,000円となります。

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第27条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約者識別番号ごと

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>料金種別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約事務手数料</td><td>本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。</td></tr><tr><td>SIMカードの再発行手数料</td><td>契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2（料金額）に規定するSIMカード再発行手数料の支払を要します。</td></tr></tbody></table>	料金種別	内 容	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。	SIMカードの再発行手数料	契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2（料金額）に規定するSIMカード再発行手数料の支払を要します。
	料金種別	内 容					
契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。						
SIMカードの再発行手数料	契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2（料金額）に規定するSIMカード再発行手数料の支払を要します。						

2 料金額

契約者識別番号ごと

料金種別	単 位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,300円
SIMカードの再発行手数料	1 契約ごとに	3,300円

第5 罰則金（一時金）

罰則金の適用	料金額（課税対象外）
当社が貸与した据置型無線通信装置等を、当社が指定する期限までに返却を行わない場合または毀損、滅失させた場合	15,000円